事　 務　 連　 絡

令和6年4月17日

障害児通所支援事業所　各位

古河市役所　障がい福祉課

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

個別サポート加算（Ⅲ）の算定について

　　　平素は、市福祉行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、本市においては、下記の通り、取り扱うこととなりましたので、

ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. **今般の改正内容**

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定により、継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）

への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行っ

た事業所を対象に、個別サポート加算（Ⅲ）が新設されました。

**2.　本市の対応について**

　　　本加算を算定する事業所は、個別支援計画の写しのご提出をお願いいたします。

　　ただし、個別支援計画の内容は、①事業所が不登校状態と判断した理由、②学校との緊密な連携の

内容を記載し、保護者に同意済みであることとする。

　また、加算対象の児童が、加算の対象要件非該当となった場合は、障がい福祉課へご連絡いただ

きますようお願い致します。

**3.　提出期限及び算定方法**

　　　①令和6年4月1日から算定する場合

**令和6年5月１5日（水）**

　　　②令和6年5月1日以降に算定する場合

**1)各月15日までに提出された場合は、提出された月の1日から算定**

**2)各月16日以降提出された場合は、翌月1日から算定**

**問い合わせ先**

〒306-0221　古河市駒羽根1501　「健康の駅」（古河市総和福祉センター内）

障がい福祉課　障がい福祉係　市川**、**小林TEL：0280－92－4919（直通）